

【補助対象経費一覧表】

費目	内容	対象経費の例	対象外経費の例
備品購入費	<p>商店街が運営する共用スペース、商店街事務局及び不特定多数の人が訪れる商店街加盟店（飲食・小売・生活関連サービス等）で使用する感染防止対策に係る備品購入費（ただし、単価が税抜3万円以下の物品であること。）</p> <p>※加盟店で使用する備品については、商店街事務局で一括購入して配布すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加湿器 ○ 湿度計 ○ 空気清浄機 ○ 飛沫防止パネル ○ 非接触型体温計 ○ 足踏み式消毒液スタンド ○ 非接触型ディスペンサー（消毒液又は石鹸用） 	<ul style="list-style-type: none"> × 税抜単価3万円超の備品 × 事務局を兼ねる自宅に備品を設置する場合
消耗品費	<p>商店街事務局や商店街加盟店等で使用する消耗品費</p> <p>※加盟店で使用する消耗品については、商店街事務局で一括購入して配布すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マスク ○ 消毒液 ○ 石鹸 ○ うがい薬 ○ 使い捨てマスクケース ○ ビニールカーテン ○ スタンプラリーで使用するスタンプや台紙 	<ul style="list-style-type: none"> × 飲食物 × 事業の実施とは直接関係がない日用品
委託費・報償費	<p>事業の企画又は実施に係る委託費（事業企画、清掃、消毒、警備、会場設営など）、事業の実施に係る講師謝金などの報償費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施に係る清掃、消毒、警備等の専門業者に対する委託料 ○ 事業企画に係る委託料（5万円まで） 	
物品賃借費	<p>事業の実施に係る物品の賃借料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ イベントに必要なイス、テーブル、テント等の賃借 ○ 事業実施に必要な物品であって購入するより安価なもの 	<ul style="list-style-type: none"> × レンタル期間に明らかに不要な期間が含まれている場合（その全部を対象外とする）

費目	内容	対象経費の例	対象外経費の例
通信運搬費	事業の実施に係る物品の運搬に係る経費及び通信費	○ 事業に必要な備品等の送料	× 物品購入時の代引手数料
会議費	事業の実施に係る打合せ等に使用する会議室等の使用料	○ 会議室の使用料	× 商店街が所有する物件の使用料
広告宣伝費	感染防止に係る取組のPRや商店街の魅力発信事業に係る印刷物の制作、配布などに要する費用	○ 感染防止対策をPRするポスター、チラシなど ○ イベント告知ポスター、チラシなど ○ 新聞折込料 ○ 広告掲載料	× ホームページの制作・改修等 × 加盟店の紹介のみを目的とした冊子
感染症対策指導費	「感染症対策指導・確認チェックリスト」に基づき、商店街事務局が加盟店を訪問し、感染防止対策の指導・確認を行った場合、商店街事務局に対して1店舗あたり2万円を補助	○ 商店街事務局が加盟店を訪問し、確認・指導を行う場合	× 店舗を訪問せずにFAXや郵送等を用いて、各店舗に自らチェックをさせる場合
その他の経費	他の費目に属さない経費で、市長が事業の実施にあたり必要不可欠であると認める経費	○ 銀行振込手数料	× 消費税・地方消費税など租税公課 × 行政に対する支払い × 代引手数料

(※参考) 事業実施にあたっては、下記ホームページ等をご参照下さい。

【感染予防対策ガイドラインについて】(札幌市)

https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou_gaidorain.html

【商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針】(全国商店街振興組合連合会)

http://www.syoutengai.or.jp/news/2020/covid19_gl_syoutengai.pdf

【新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について】(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html